

厚生文教委員会会議録

平成19年9月20日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 15:15

○ 委員長

ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。「議案第106号 財産の取得について(情報機器)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 教育総務課長

議案106号「財産の取得について」について補足説明いたします。議案書の13ページをお願いします。本案は、庄内・上穂波・大分の各小学校に現在配備していますコンピュータのリース満了に伴いまして、次ページ(14ページ)に記載しておりますとおり、各校43台のコンピュータ計129台とソフトウェア及びプリンタ、プロジェクタそれぞれ各1台及び教職員用として、市内の全小中学校34校に各2台計68台のコンピュータとソフトウェアを購入いたしますが、その合計取得価格が2,000万円を超えますことから「自治法第96条第1項第8号」及び「飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、本案を提出するものであります。

取得価格及び契約の相手側は、8月23日に実施いたしました指名競争入札により、25,032,000円で落札した株式会社麻生情報システム飯塚事業所であります。

なお、本市議会で議決いただきましたら、本契約を締結し、当該各校に11月末を目処に既設のコンピュータとの入れ換えを実施する予定としております。以上簡単ではありますが、提案理由の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井莞爾委員

3、4点お聞かせください。今回は今説明がありましたように3つの小学校へ43台ずつという配置になっているようですが、このそれぞれの学校の生徒数は同じということではないと思うんですが、生徒数はどうなっていますか。

○ 教育総務課長

まず庄内小学校ですが、5月1日現在で523名、次に上穂波小学校ですが5月1日現在で272名、大分小学校ですが5月1日現在で240名となっています。

○ 楡井莞爾委員

パソコンなどあたる年齢は小学校1年から全部あたるんですかね、それなら今の数字でいいんですけど、パソコン、こうあたる年齢の人数はどうなっていますか。

○ 教育総務課長

各学校でそれぞれのカリキュラムがございますが、1年生から6年生までパソコン教室においてパソコン学習を実施しています。

○ 楡井莞爾委員

そうすると庄内小学校が523、上穂波、大分それぞれ270、240というふうな数字で庄内小学校の人数が二つの学校の倍になっていますよね。同じ43台ずつ導入ということではバランスが2分の1ということになるんですけど、問題ないんですか。

○ 教育総務課長

各学校にパソコン教室というのを設置してまして、その教室を利用する人数が最大40名ですので、ひとつのパソコン教室に40台と教師用に3台程度ということですよ。

○ 楡井莞爾委員

それでもひとつの教室あてに1台ということですが、ひとつの教室の人数がそれぞれ違うと思うんですね、そういう意味ではバランスが悪いということを指摘しておきます。

それからこのような形で今後設置されていない学校とか、今後改めて今回の場合入れ替えということですが、そういう学校はどのくらい残ってるんですか。

○ 教育総務課長

市内の全ての小中学校にパソコン教室がございまして、平均しまして各学校に40台程度のパソコンが既に整備されています。今回提案していますように合併前の旧町市でリース契約をしていたものが概ね5年でリース契約が切れますのでその都度入れ替えをするということですので、いま現在も全ての学校にパソコンは必要量の数はそろえています。

○ 楡井莞爾委員

じゃあ5年間経ったら入れ替えていくと、順繰り順繰りになっていくわけですね。はい。そしてこのパソコンの教室というのが学力向上につながってるかどうかという関係では、そういう視点から見た場合、学力向上につながってるかということについては具体的な例を示していただければお願いしたいと思います。それからこの在校生の家庭にどのくらいパソコンが普及しているものかについても分かればお教えいただけます。

○ 委員長

楡井委員、これは予算じゃなくて契約したことについての質疑になりますので、あまり深く行きよったら資料等を用意していない場合もあると思うんですよ。今いわれた部分も43台というのは予算で決まって出したわけですよ。契約についての案件ですからね。予算のときに43台で設置をという説明があってるわけですよ、そのときに今の最初の質問をされるのであればスムーズに答弁もできるんであろうけど、ちょっと内容がどうでしょうかね。暫時休憩いたします。

休憩 10:08

再開 10:09

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 学校教育課長

各学校におけるコンピューター教室を利用して行います分については、教材ソフトというのがあります。そういったものを活用したり、あるいはコンピューターリテラシーの向上、情報処理能力、そういったものについて学習していますので、ただ単にコンピューターを使ったから学力が向上したというデータまでは掌握はしていません。

○ 楡井莞爾委員

それでは入札に関してお聞きしたいんですがね、この入札に参加した企業数は何社であったのか、それから落札率がどうなってるか、その点をお聞きしたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:10

再開 10:12

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 教育総務課長

大変申しわけありません、手元に資料がございませんので後ほどご報告しますのでよろしく
お願いします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します、討論はありませんか。

(討論なし)

採決いたします。「議案第106号 財産の取得について（情報機器）」について原案のとおり
可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計決算の認定について」を議題
といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 病院局事務長補佐

「認定第17号 平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計決算の認定について」補足説明を
致します。本認定につきましては、地方公営企業法 第30条第4項の規定に基づき、議会
の認定をお願いするものであります。

平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計決算書をお願い致します。1ページをお願い致しま
す。(1)収益的収入及び支出につきまして、収入は第1款病院事業収益の予算額合計が6億6,
557万3千円、決算額が6億4,103万2,498円、支出は第1款病院事業費用の予算
額合計が9億528万3千円、決算額が9億1,728万595円となっております。

2ページをお願い致します。(2)資本的収入及び支出につきまして、収入は第1款資本的収
入の予算額合計が2,567万8千円、決算額が2,252万2,500円、支出は第1款資
本的支出の予算額合計が5,135万円、決算額が4,129万6,309円となっております。

3ページをお願い致します。損益計算書となっております。1医業収益は、入院収益が2億
5,513万2,025円、外来収益が2億6,160万144円、その他医業収益が5,5
03万4,338円となっており、医業収益合計といたしまして5億7,176万6,507
円となっております。2医業費用は主なものといたしまして、給与費が4億8,755万1,
185円、材料費が1億8,235万5,973円、経費が1億3,791万9,222円と
なっており、医業費用合計といたしまして8億3,451万1,574円となっております。
この結果、医業損失といたしましては、2億6,274万5,067円となっております。

4ページをお願い致します。3医業外収益は主なものといたしまして、負担金交付金が6,
325万5千円となっており、医業外収益合計は6,926万5,991円となっております。
4医業外費用は支払利息が54万272円となっております。この結果、経常損失とい
たしましては、1億9,401万9,348円となっております。6特別損失は過年度損益修
正損といたしまして、8,222万8,749円となっております。

以上、当年度純損失は2億7,624万8,097円となっており、前年度繰越欠損金が1
億4,815万8,784円となっておりましたので、当年度未処理欠損金は4億2,440
万6,881円となっております。

以下、5ページから8ページにつきましては、剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照
表を、9ページからは決算付属書といたしまして、会計報告書、収益費用明細書、固定資産明
細書をお付けしております。以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、決算資料について説明致します。説明をさせていただく前に誠に申し訳ござい
ませんが、資料の修正がございます。決算資料の2ページをお願い致します。右から1列目の

収入の差引額の欄がミスプリントとなっておりますので、お手数をおかけいたしますが、真ん中の「収入の表」の資本的収入の「予算額に比べ決算額の増減欄」に計上しております「△3, 155, 500」の数字に修正していただきますようお願い致します。誠に申し訳ございませんでした。では、決算資料の1ページをお願い致します。予算第3条 収益的収支の決算収支総括表でございます。2ページをお願い致します。予算第4条 資本的収支の決算収支総括表でございます。以下、3ページから6ページまでは、入院・外来患者数年度別比較表、診療科目別外来患者数、職員に関する事項、医業収益年度別比較表、他会計補助金年度別比較表、医業費用年度別比較表、利益剰余金・欠損金調の過去5年分をお付けしております。7ページにつきましては、平成19年3月31日現在の職員配置状況をお付けしております。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けしたいと思います。資料要求はありませんか。

(資料要求なし)

資料要求はないということですので、本案は慎重を期して閉会中に審査を行うということで継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第2号 市立幼稚園バス有料化の実施の見送りを求める請願」を議題といたします。おはかりいたします。請願第2号に関する補足説明を紹介議員からお受けしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって紹介議員から補足説明を受けることを決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にて補足説明をお願いいたします。

○ 紹介議員（楡井莞爾）

それでは、市立幼稚園バス有料化の実施の見送りを求める請願について主旨説明といたしますか、行いたいと思います。市立庄内幼稚園、かいた幼稚園の通園バス有料化の実施を見送ること。その理由は、飯塚市は、今年10月から市立庄内幼稚園、かいた幼稚園バスを有料化（1人当たり月1000円）する方針を打ち出しました。滞納すれば乗車を認めないとしています。今回の有料化の方針は、子育て世帯には負担が大きい一方、市の財政効果は99万8000円と極めてわずかです。若い子育て世代の多くは、もともと収入が低い上に、定率減税廃止などの庶民増税に苦しんでいます。今回の有料化によって、苦しい状況にさらに負担をおしつけられることとなります。かいた幼稚園の場合、すでに4月から授業料が年間1万2000円の値上げになりました。「合併前は無料だったのに、どうして有料にするのか」「授業料を値上げしているのにあまりにひどすぎる」と怒りの声があがっています。有料化による自己負担のためにバスに乗れなくなる子どもたちの安全が心配されるなか、市教育委員会は7月、かいた幼稚園での説明会において、「3ヶ月以上滞納した場合は、通園バス利用中止処分を受けても異存ありません」とした誓約書の提出を一方的に要求しました。そもそも、通園バスは子どもたちの安全な通園を行政の責任で確保するためのものであり、今回の無責任なやり方は認められません。これは、「子育てしやすいまちづくりを進める」とした、市長の所信表明に逆行するものです。6月議会でも「もっと慎重に」「見直すべきだ」との指摘が相次ぎました。ぜひ、今回の幼稚園バス有料化の実施は見送ってください。平成19年 8月28日、飯塚市議会議長古本俊克様、請願者は飯塚市口原350番地15、富永祐美子さん、飯塚市鹿毛馬1343番地高嶋礼子さん、飯塚市勢田338番地6、安永光恵さん、紹介議員は私と川上直喜議員であります。以上請願文を朗読させていただいて提案の主旨説明に代えさせてい

ただきたいと思います。審議の上採択されるようお願いいたします。

○ 委員長

紹介議員の説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井莞爾委員

提案者が質問するのもおかしな話ですけど、学校当局にお聞きしたいんですが、この幼稚園バスにどこから何人乗るかというようなことの把握は出来ていますか。

○ 学校教育課長

それは把握いたしております。

○ 楡井莞爾委員

いつ把握しましたか。

○ 学校教育課長

3日前です。

○ 楡井莞爾委員

お聞きのとおり、こう言う提案をしておきながらですね、いつどういう子どもがどこから乗るかということを実際に掴んだのは、我々が要求して初めて作業をして3日前に把握したという状況なんですよ。先ほど文言の中で「無責任」という言葉が出てきまして、私も読みながらドキッとしたんですけど、しかし今の話を聞けば無責任じゃないかというふうに思うわけですね。これでもやはりまだ撤回をしないというふうに言い張るのかどうか御答弁願いたいと思います。

○ 学校教育課長

本年8月30日に幼稚園通園バス有料化の中止を求める要望書が985名の署名を添えて提出がございました。この提出を受けまして教育委員会において署名を添えた要望書の提出があったこと、本議会に本請願が出ていることについて報告をいたしました。確かに本議会に市立幼稚園バス有料化の実施の見送りを求める請願が提出されておりますが、幼稚園バスの有料化につきましては飯塚市行財政改革、さらに一部の市民の方が利益を受けるようなサービスにつきましては利用される方とそうでない方との公平、不公平感の観点等から基本的に要する経費の一部について適切な受益者負担をお願いするといったことから本年10月より幼稚園バスの運行に要する経費の一部を負担していただくようになっていますのでよろしく願います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第2号 市立幼稚園バス有料化の実施の見送りを求める請願」について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手=賛成少数)

賛成少数。よって本案は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第3号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための意見書提出を求める請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本件については閉会中の委員会において、紹介議員から補足説明を受

けた後に審査を行うということで、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第4号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択等を求める請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本件については閉会中の委員会において、紹介議員から補足説明を受けた後に審査を行うということで、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。江口 徹委員から「颯田病院・労災病院・愛生苑の状況について」所管事務調査をしたい旨の申し出があります。江口 徹委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。江口 徹委員に発言を許します。

○ 江口 徹委員

はい、颯田病院、労災病院につきましては来年度に経営形態が大きく変わります。また、あわせて愛生苑については颯田病院の敷地内に建設がなされる、また、あわせてこちらの方も民間の方々に運営を任せるといような形になっています。もう半年近くなりました、その半年前という機会をとらまえて、この移行についてきちんと前に進んでいるのかどうかを確認したく所管事務調査をお願いするものです。

○ 委員長

おはかりいたします、本委員会として「颯田病院・労災病院・愛生苑の状況について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって「颯田病院・労災病院・愛生苑の状況について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「颯田病院・労災病院・愛生苑の状況について」を議題といたします。江口 徹委員に質疑を許します。

○ 江口 徹委員

先ず労災病院についてお聞きいたします。労災病院については指定管理者の条例案の通り、指定議決もすみました。しかしながらまだまだ作業は残っているかと思っています。この前の指定議決以降どういった形になっているのか、交渉の経緯等から先ず、教えていただけますでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

労災病院の後医療に関します件について、簡単にご報告したいと思います。労災病院の指定管理者といたしまして社団法人地域医療振興協会が決定いたしましたので、その後いろいろ今現在の労災病院の職員を原則的に引き継ぐということになっていますので、その関係の説明会を7月17日、18日、30日の3回、労災病院におきまして飯塚市と地域医療振興協会との間で説明会を行っています。その間に約200名の出席者が参加されまして、それを受けまして9月8日と9日に飯塚市立病院に引き継がれる方の希望をとりまして、面接を行っています。その関係については本委員会の方に資料をご提出しているところでございます。今後の予定といたしましては広く広報等も各戸配布ということで職員の募集を行っています。医師、看護師、事務職、医療技師等の不足する職員がおられますので20年4月に向けての充足をしていくために今後協会と市とまた労災病院の先生方と一緒に開設に向けて充足していくところでございます。それと労災病院の移譲に係りまして、財産の移譲を受けます関係から、医療機器

等の確認を行っています。機構の方から台帳をいただきまして、今月中に現場に行きましてそれぞれの診療科においてあります医療機器等のチェックを行っております。それが大体終了いたしまして機構から引き継ぐ機器が大体900くらいの数となっています。その後におきまして、今後、機構と協会それと市とそれと労災病院の関係者と4者で医療機器に関します打ち合わせに入る予定でございます。

○ 江口 徹委員

そうしますと、今後のスケジュール、一部お話がありましたがお教えいただけますか。また、あわせて先ほど4者というお話がございました、協定書等の取り交しが済んでいるのかどうかというような法的な側面も含めてスケジュールをご案内ください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

今後の予定といたしましては、12月の議会において使用料条例を提案させていただくようにしています。現在指定管理者が決定していますが、どのような使用料手数料を取るのかということはまだ協会とのお話をしていませんので、そういうところをお話した中で条例を12月に上げたいと。また、その条例に関しまして料金は利用料金制にいたしますので、そういったところの内容も含めたところの病院に関しまして、設置に関わります条例の一部改正もあわせて12月に提案する予定でございます。それが終わりました後に、指定管理者との協定書を締結すると、それが大体12月以降になりますので、その後については市立病院を設置いたすことになりますので県の方に病院の設置申請を行いまして、3月までには許可をいただく予定でございます。

○ 江口 徹委員

非常に大雑把なご説明だったんですが、いくつか聞いていきます。ある意味順調にいったら思っているのかどうか、その点はどうでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

一番大きな問題としては前々から報告していますが、先ず医師の確保を重点的に協会の方とそういったところの充足のために取り組んでいるところであります。医者がいなくては当然入院外来の患者の診療等が行えないわけですから、また、それに関わります看護職の充足も必要になっていきますのでそういった医療体制をきちっと整備するための、そここのところは大きな問題となっています。

○ 江口 徹委員

市と機構との協定の中には今いる職員について基本的に受け入れるよという文言があったと思います。で、今募集されているの中で、方々で、今おられる方々がもれるところはあるのかどうか、そういった方々に対する雇用不安に対してどのようにお答えになって行かれるのかお答えください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

労災病院の職員につきましては機構との協定の中で原則として希望される職員につきましては、市立病院に引き継ぐということになっています。しかしこれは経営する、病院を運営する側は指定管理者ですので長期的な医療の安定を図ることが第一の目的でございます。そのためには経営的なことも考える必要がありますので、そういった事業計画の中から今現在技能職としています調理員、それにボイラーの方につきましては、協会のほうではこれは委託に出来るものは委託にやっていくという方針を固めておられますので、その職種につきましては現在のところ、協会の考えとしては委託ということで考えられています。

○ 江口 徹委員

協会の考えはそうかもしれません、ところが市が機構とお約束したのは原則として受け入れるですね、そのことをしっかり念頭に置きながら協会とのお話をさせていただきたい。もし、それが委託になるにしてみても実際に治療を受けられる住民の方々ですね、利用者の方々にとっ

て不安のないように、また、一緒に働かれる方々がこれで本当に大丈夫なのと思われぬように、そういった雇用不安のないように取り組んでいただきたいということを要望いたします。指定管理者の条例改正のときに第三者機関ですね、実際に病院がうまくいってるかどうかをきちんとチェックする機関が必要だというお話をさせていただきました、その点についてはどのようなになっていますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

今後の4月1日から病院を運営にするにあたりましては、市と指定管理者の間で代表者、市の方は市長、管理者については理事長とか病院の管理者とかそういう方がおられますので、そういった代表者の中で、正式名称は決まっていますが「管理運営協議会」とかいう形を作っていきたいと考えています。それにあわせてこれは飯塚医療圏との関連もごございますので飯塚医師会のほうにもご参加いただきたいという考えで要綱等の整備を行っているところでございます。また、市民会議というものも、そういった管理運営協議会に市民の立場からどういった病院運営の状況であるかをお聞きするために、そういった市民会議を開催することも考えています。そのメンバーといたしましては市民の代表、患者の代表、それに学識経験者等のご参加をいただいて市立病院の運営に関するご意見をいただきたいというふうなところで、今のこの市民会議つきましての要綱も整備しているところです。

○ 江口 徹委員

是非しっかりしたものをお願いいたします。

先の一般質問の中で同僚議員の中からも指定管理者についてきちんとした第三者機関の設置という話がありました。やはり使ってる方々にしてみれば、その声がきちんと届くこと、そしてまた市としても市立病院なんですよ、本当にうまくいくかどうかをチェックするためにもきちんとやっていただきたいということを要望いたします。

この、地域医療振興協会、漏れ聞くところによりますと九州でも飯塚以外にも受けそうだという話を聞いています。そちらのほうはニュース入っていますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そのようなことは未だ聞いていません。

○ 江口 徹委員

長崎県内という話を聞いています。それを聞いた方々が不安に思われたのが、少ない医師の争奪戦の中で九州の拠点だからというところで安心していた部分があったと、もうひとつ九州に拠点が出来たら、本当に医師が回ってくるのかという心配をされています。それこそ本当にきちんと情報収集に努められて医師の確保していただきたいとお願いします。併せて財源についてです。基本的に交付税等で入ってくるものについては渡すんだけどという話を聞いていますが、それ以外についてはないのでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在のところの先ほど報告しましたように、利用料金制という形で病院に係ります診療報酬のほうは指定管理者の方に入りますので、それ以外のものとしまして先ほどの交付税が、これは普通交付税でベット数250床に関わります交付が来ますので、市としましてはその交付税をそのまま指定管理者の方に交付するという考えでございます。

○ 江口 徹委員

地域病院としての、ある意味飯塚市の市民の方々が利用するだけの病院というイメージでしたらそれでいいかと思えます。ところがこの労災病院の出自は労災ですよ、だからこそじん肺という特殊な医療科目もある。で、その部分についてはある種、国の責任というものがあるかと思えます。そちらについてはきちんと出してくださいよというお話をしていかななくてはならないし、もちろんこれを引き受ける前にその話が終わっていかなくてはならないと思っています。その部分はどのようなになっていますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

引き受ける前にといいことですが、市としては現行の医療を引き継ぐということによって現在そういったことのお話をさせていただいていて、じん肺患者につきましてもいろいろ守る会等の御要望もあります、国との話も今後引き継いでやっていくというご要望もありますので、その点につきましてはまた機構の方と引き続きお話をさせていただきたいと思っています。

○ 江口 徹委員

確認ですが、現行の医療を引き継ぐにしても、医療にかかる部分を、財源を確保するのは大切なことですね、今、だからこそ国が責任を持って機構という部分を借りながらやってたわけですね、その部分については現状においては確約が取れていないということでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その通りです。

○ 江口 徹委員

しっかりと交渉していただきたい。よろしく願いいたします。

労災病院最後になります、30年間お願いする形になります。12科250床これがきちんと守られていくなれば、ある意味地域にとってはありがたい話かと思っています。ところが、一般質問でも指定管理者のトラブル等の話をさせていただきました。指定管理者が途中で投げ出すケースが全国でも出てきています。やれると思ってチャレンジしたんだけど、やれなかった、本当にがんばったけど無理だったという事例が出てきています。そういったことが無い様に、もしくは対応が出来るように協定の中に例えばもし撤退するときはいついつまでにきちんと通告をすること若しくは撤退をするのであればそれに見合うだけの金額をお支払いいただくことという形を盛り込むことが必要と考えますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在のところ特にそういったペナルティーというところでの考えは持っていません。ただし、先ほども国からの移譲において元利償還分はきちんと支払っていくことになりますので、その間、支払いに関します元金についてはもし撤退されることになればその未償還元金は全額一括で支払っていただくということが先ず第一でありまして、そのほかにもどのようなペナルティーかといいますと金銭的なことは考えていません。ただ、指定管理者が途中で撤退されることになれば、医療が継続することが出来ませんので、少なくとも1年前とか2年前とかに、次の指定管理者を決められる期間が必要になりますのでそういったところのものについて協定に盛り込んでいきたいと考えています。

○ 江口 徹委員

この協定は今からつくり上げるものです、是非、撤退という基本的に考えたくないことかもしれないかもしれませんが、その部分についてきちんと、30年間というのを信用してお願いするわけですから、その部分、撤退されると事務作業は発生するし、不安も発生する、その部分にきちんと対応できるようなペナルティも含めて考えていただきたいという要望をいたします。

続きまして、頼田病院についてお聞きいたします。頼田病院に関して交渉の経緯、またその内容についてお聞かせください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

頼田病院に関しましては、民間移譲ということになっていますので、そこに引き受ける移譲先としまして博愛会が受けますが、その移譲に関しまして看護師等の関係でいろいろと説明した中で少し看護師が不足しているところがございます。現在一番大きな問題といたしましては頼田病院の医療を継続して行うためにはそういった看護師の確保というのが重要な問題となっていますのでそのことについては飯塚病院のグループ側と現在話をさせていただいて、4月1日の移譲までには充足するように市と飯塚病院グループ、博愛会との話を進めていきたいと思

います。それ以外のことの施設に関しましての特にいろいろな要望は出ていません。早急に話を詰めさせていただき、10月のはじめには協定書を提携させていただき、早く引継ぎの準備に入りたいと考えています。

○ 江口 徹委員

10月のはじめに協定書を結びたいということはかなり進んでいることだと思います。ここについてはベット数、診療科目の縛りはどうなりますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

これは現行の医療を引き継ぐということで移譲先をお願いしていますので、ベット数については96床、現行医療につきましては現在行っている医療をそのまま引き継ぐということの基本的な話の中で現在進めさせていただいています。現行の医療体制ということですが、内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科の5科でございます。

○ 江口 徹委員

そうしますと5科96床をこちらの方も30年間やっていただくという形でよろしいですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

それ以外に今後お願いするところで、現在休止にしています小児科、または泌尿器科は4月1日に再開するというので先ほどの5科と2科の7科ということになります。それにつきまして30年間医療を続けていただくことをお願いしています。

○ 江口 徹委員

7科96床が30年間守られるということですね、それは協定の中ではっきりと書かれるということでもよろしいですね。それと併せて療育施設を建てるという話がございました、ここについてどのような形になってるのかお聞かせください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

基本方針の中で3年後に颯田病院の建て替えを現在の敷地内に行うということになっていきます。その中で一部スペースを療育関連施設ということで今お願いしてその施設の中に重度心身障害者にかかります総合通園事業というのもデイサービスとかいろいろ事業がありますがその中に盛り込んで行くことを今話を進めさせていただいています。飯塚病院グループとNPOの高橋代表がおられますので、それと社会福祉障がい課の方と対策室の方とそういったところの関係者でその実現に向けてお話をさせていただいています。具体的なところは今後の県の方の事業になりますのでいろいろと申請とか手続き関係がありますが、そういったところの姿が見えたところで申請を行っていくようなところでございます。関係者とは話は進めています。

○ 江口 徹委員

こちらについても10月の協定書の段階で明らかになると思っていいいでしょうか。あと併せてこれも30年間確保されると理解していいでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

療育関連施設についても協定書の中には盛り込んでいきたいと、またその施設も同時に30年間行っていたきたいということで協定書には盛り込みます。

○ 江口 徹委員

そしてもうひとつこちらの方には愛生苑の方が入っていく形になっています。こちらのほう、7年以内に颯田病院の敷地内に建てるというふうな形になっているかと思えます。交渉の経緯、交渉の状況等をお聞かせください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

飯塚病院グループとの話の中で、将来的な構想が持っておられまして颯田病院の敷地の中に颯田病院を3年後建て替えまして、また先ほど申しました療育施設と併設しまして、7年後に同じ敷地内に養護老人ホームを移転するというのでお話を進めさせていただいています。その間の、愛生苑を引き継ぐということになる中で、いろいろとお話をさせていただいています。

具体的なところはまだ、施設の関係の話をいただいているところでもあります。

○ 江口 徹委員

こちらの方も10月の協定書に含まれると理解してよろしいですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほどの颯田病院も愛生苑も相手は飯塚病院グループ内の社会福祉法人と医療法人ですので、同じ時期に協定書も同じような様式をもって協定を結びたいと考えています。

○ 江口 徹委員

そうすると颯田病院で協定書がひとつ、博愛会と協定書を結ぶ、そして愛生苑の方で協定書がひとつ、市と柏芳会でしたっけ、さんとの間の協定書、この二つの協定書というふうな形になるのか、それともそれぞれに飯塚病院グループという形で入って来たりするのか、また併せて療育関連施設ですね、の部分があるので、ピースさんでしたっけ、そこも併せた形での協定書になるのか、ちょっとその協定書のところ教えてくださいませんか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そういった協定につきましては施設ごとの協定としまして、颯田病院につきましては市と博愛会、それにつきましては先ほど協定の中に療育施設のことも盛り込みますので、当然その施設の、3年後に建設するのは博愛会ですので、そういったところの内容を盛り込みたいと考えています。また、愛生苑につきましましては柏芳会と市というところの協定書をするというところでございます。

○ 江口 徹委員

そうするとその2本というような形ですね、そしてピースさんに関しては博愛会の協定書に含まれる、そこにピースさんの名前も入るんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

協定書の中にはピースという名前は出ませんが、別にそういったところの覚書が必要なのか、あらためてピースと博愛会との何らかの契約または協定締結が必要なのかは今後協議したいと思います。

○ 江口 徹委員

それでは、今後のスケジュールについてそれぞれ教えてください。

○ 病院局事務長

颯田病院に関するスケジュールということですが、協定書に関しましては先ほど主幹のほうの説明したとおりです。その後ですが、颯田病院と博愛会との契約といった中で、病院条例の改正、財産処分の議案、こういうものを12月に向けて準備していきたくて考えています。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

愛生苑の関係ですが、今後のスケジュールについては大まかですが、10月に協定書の締結をすることで進めています。11月には県の審議会に審議をしていただきまして、12月には愛生苑の廃止条例を上程する予定です。1月からにつきましてはそういった事務引継ぎがございますので、1月からかかりまして3月末で廃止ということ想定しています。

○ 江口 徹委員

愛生苑についてお聞きします。現在の定員ですね、それがそのまま引き続いてこちら30年間という形で民間、柏芳会さんにやって頂ける合意なのかどうかお聞かせください。

○ 高齢者支援課長

愛生苑につきましては現在120名の定員でいたしております。当初引き継ぎの場合には120名でお願いしたいと考えています。建て替えの場合につきましては、そのときの状況、社会状況等を考えまして協議させていただきたいと考えています。30年間は継続ということで協定書を締結したいと考えています。

○ 江口 徹委員

施設を建設する際に、7年以内でしたっけ、そのときには定数を減らすこと若しくは増やすことがありえるというところよろしいですか。

○ 高齢者支援課長

施設建設の場合には多額の費用を必要としてまいります。そのときに養護老人ホームの入所者また今後の伸び率とかそういったことを考えまして協議させていただきたいと考えています。

○ 江口 徹委員

穎田病院、愛生苑ともに建て替えについては民間の資金でやっていただくでよろしいんですね。市からの財政支出は行わないという形でよろしいですか。

○ 高齢者支援課長

その通りであります。

○ 病院局事務長

穎田病院についても同様です。

○ 江口 徹委員

民間の資金で建て替えていただいて、ある意味30年間やっていただく、ありがたい話だと思います。しかしながら果たして本当にこれが大丈夫なのかどうかという部分について危惧をおぼえるわけです。先ほどの穎田病院の病院会計を見ても赤字の幅は億単位ですね、そして愛生苑、こちら財政支出は9千万円近くあったかと思います、そして療育関連施設ですね、どこもお金がかかる部分を民間にやっていただく。そのときに本当にやれるかどうか、十分注意しながらやっていっていただきたいと思います。また、愛生苑については今入っておられる方々ですね、今入っておられる方は要介護度がある方ですね、本来の養護老人ホームの対象としているところではないところも入っておられる、けれども行く場所がないというか引き受けざるを得ない部分もございます、そういった中でやっていることも念頭においてやっていただきたい。また、この愛生苑は措置施設です、愛生苑が営業をしてどんどん入ってくださいよという施設ではないですよ。市町村がここに入れますという旧来型の措置の施設です、ということ考えると市町村に自分が幾らがんばってもどうしようもない世界があるわけです。そういった部分を見ると本当にこのまま上手くいくのかなという危惧をおぼえています。是非しっかりと協議をやりながら、そして報告をきちんとやっていただきたいと思うわけです。これ以降先ほど10月という話もございました、委員会のたびごとに大切な3つの施設がどうなるかきちんと報告をしていただきたいと思うわけですがどうでしょう。

○ 企画調整部長

今質問者言われるように、この3施設につきましてはいわゆる基本方針がございます。この基本方針に沿いまして今飯塚市も各先方さんと協議を進めていっています。それも順序よく進行してるのが現状です。質問者言われますように今後いろいろないわゆる手続きスケジュール等々が参ってきます。そこらあたりをしっかりとこの厚生文教委員会の中でご報告もさせていただきますし、ご了承もいただきたいというふうに考えていますのでよろしくお願いいたします。

○ 江口 徹委員

今きちんと報告をいただけるというお話がございました。やはり利用者も含めて、市民も含めて心配な点が多々あるかと思います。是非そのことをしっかりやっていただきたい。また、併せて穎田病院、愛生苑については分かりませんが、労災病院については守る会という団体がございます。こちらについてもきちんとした交渉をしていただきながらその経過も含めて報告をやっていただきたい、そのことをお願いして私の質問を終わります。

○ 楡井莞爾委員

後ほど、報告の8番目にありましたからそこでお聞きしようかと思ってましたけど、今関連で質問させていただきたいと思います。

その一つ目は病院の、労災病院ですけど、新しい協会になってからのこの職員の募集が市報で行われました。こういう紙ですよ、これで募集は本来守る会等との話し合いの中で10月以降というふうになっていたんじゃないかと思うんですが、これは既に職員の応募の締め切りが9月28日というふうになっています。なぜひと月早くなったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

当初の計画では10月の19日が募集の応募締め切りにしていましたが、しかし、いろいろ協会の方の情報の中で全国的にこの時期いろいろ異動の関係とか、また医師、看護師の不足がかなり出ていますのでそここのところの取掛かりを早くしないと病院の4月1日開設に向けての、そういった関係職員の確保が出来ないという判断を協会がいたしまして、当初の締切日を変更して9月28日までというところで期間を変更しているところです。

○ 楡井 莞爾委員

職員の採用のことについて少しお聞きしていきます。まず看護師ですがこの募集要項といえますか募集のチラシには看護師20名程度というふうに書いてあります。現在何名で労災病院が運営されているのか、それから20名を募集した場合、夜勤の日数ですね、1人8日、それから1日は3人で体制を組むというこの体制を組むためにこの20人を募集ということになっているのでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この採用面接結果の集計表の中での答えになるかと思いますが、看護職につきましては8月1日現員で133名で引き続き市立病院に残られる方が112名と、それで実質面接を受けられた方が110名ということで大体現在の看護職の方の約83%の方がそのまま市立病院の職員として残りたいということで今面接を受けています。それでどういう体制でそういう人数を出したのかということは協会の方の計画の中で詳しく存じていませんので私のほうのお聞きするところによりますと、現行医療を引き継ぐということで、現在の看護職の職員に不足分を募集するというところで20名程度の募集を行っています。

○ 楡井 莞爾委員

そうすると20人を募集ということになりますと、通常、労災病院、新年度に向けて採用する人数は大体7、8人、10人以下なんですよ、それで20人となるとかなり、従来の倍の人数を新しく入れないといかんということになります。嘉飯山地区におけるそういう要員、人員が看護師さんがきっちりそろっているのかどうか、当然飯塚市、嘉飯山地区だけの対象ではないと思いますけれども、新卒も含めて20人を募集しなければならない。今、主幹も言われましたように看護師不足ということが言われている状況の中で、地域の医療機関への影響ということは考えられませんか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この件につきましては、前に市と飯塚医師会それに労災病院関係者、また機構とのお話の中で指定管理者も当然入りますが地元の開業医さんの関係は飯塚医師会が関わっていますので、そここのところの引き抜きといいますか、そここのところは行わないようなひとつの約束をしています。ですから今回のこういった募集につきましてはそういった開業医の方の積極的な募集は行っていません。

○ 楡井 莞爾委員

引き抜きはないということですが、自発的に民間の小さい病院を辞めて労災病院にいくというようなことも考えられないことではないわけですね。ですからそういう状況も生まれてくるといえることになれば地域の医療機関、個人病院等には一定の影響も出るんじゃないかということが考えられるわけですけど、今度退職される人たちの中で約20人ほど退職されるんですか、看護師さんの管理職の方は何人くらいおられますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

管理職につきましては4名です。

○ 楡井 莞爾委員

そうすると、通常の運営では7、8人ということになります。それで新しい人が、労災病院にほとんど慣れない人が20人も入ってくるということになりまして、管理職の方が4人辞められるということであれば、管理体制状の不安というのが思われるんですけども、そういう心配はありませんか。そういう心配への手当てというのは十分出来ていますでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

お知らせの中には幹部云々と書いてはいませんが、協会としましてはそういう条件も踏まえまして幹部候補の方も採用するように考えています。

○ 楡井 莞爾委員

それでは看護婦さんたちの賃金がこの協会に移ることによって他の職種もそうでしょうが、看護婦さんたちの賃金が大きく下げられるということになるんじゃないかと思うんですが、その状況は既に発表されておるか、分かっていますでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在の労災病院におけます労使協定の中で幾ら賃金をもらってあるかというのは私のほうでは把握していません。ただしこの前の説明会の折に初年度、5年後、10年後、15年度、25年後のそういった給与体系の説明は、労災病院の職員の関係者には十分に説明してありますので、いまおられる職員の方が現在幾らもらってるかとそれとを比較することでご理解いただければと思います。私のほうではどれくらい下がったのかということは把握していません。

○ 楡井 莞爾委員

看護師さんの何人かにお聞きしますと、最大で10万円くらい賃下げになるというような話も聞いていますし、一定の年齢になると給料ストップするというような状況だというふうにもお聞きしています。この点は労働組合との関連があると思うんですが、市としても十分に注意をしてみてくださいと思います。薬剤師さらには放射線技師、臨床検査技師、こういう人たちが5名、8名、5名程度の募集ということになっているようですが、それぞれ現在在職されていますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

在職につきましてはお手元の資料、すいません資料は配布していません。在職者につきましては薬剤師7名、放射線技師が8名、臨床検査技師が8名、理学療法士が5名、作業療法士が3名、管理栄養士が2名、言語聴覚士が1名で合計34名です。

○ 楡井 莞爾委員

特にレントゲン技師、放射線技師といわれる方たちが8人全員辞められることになるわけですね。そういうことになると以後の業務に支障をきたすんじゃないかというふうに思いますが、そういう心配はないんでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

確かにこの人数がそのまま辞められるとなれば先ほどの技術職の34名から20名転勤ならびに退職されることになりますので、影響はないことはありません、影響がありますのでそうならないように早く職員の募集をかけて充足していくということで進めています。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:15

再開 11:25

委員会を再開いたします。

○ 楡井 莞爾委員

後いくつかありますが、報告事項を受けた後に質問させてもうことにいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から報告事項10件について報告したい旨の申し出が 있습니다。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたします。はじめに、「長寿祝い金の支給について」「戦没者追悼式の実施について」「みんなの健康福祉のつどい2007の開催について」「手話通訳者等派遣事業について」以上4件についての報告を求めます。

○ 社会障がい者福祉課長

ご報告いたします。長寿祝い金の支給につきましては節目の年であります、77歳、88歳、99歳及び100歳以上の高齢者の方に支給することにしてあります。対象者は1663名で支給額はそれぞれ8000円、15000円、20000円、30000円で総額17,302,000円となります。支給方法は9月10日から自治会長を通じてお渡ししてあります。資料については別紙の通りです。

次に、戦没者追悼式の実施について報告します。戦没者の方々に対して追悼の誠をささげ、遺族の心情を慰めるとともに平和への誓いを新たにするため戦没者追悼式を10月4日14時からイヅカコスモスコモンで開催するものです。なお、昨年の追悼式参加者は414名となっています。資料については別紙の通りです。

みんなの健康福祉のつどい2007の開催について報告します。来る10月21日にみんなの健康福祉のつどい2007を開催します。市民一人ひとりが地域において健やかに自らが健康づくりに取り組み福祉への正しい理解と認識を深めていただくためイヅカコスモスコモン、筑穂保健福祉総合センター、庄内保健福祉総合センターハーモニーの3会場で同時開催いたします。資料については別紙の通りです。

手話通訳者派遣事業について報告します。9月1日から聴覚障害者のコミュニケーション支援を行い、社会参加促進を図るために手話通訳者等派遣事業を開始しました。この事業は特定非営利活動法人飯塚障がい児者団体協議会が受託し実施しています。現在同協議会には手話通訳者として37名が登録しています。資料については別紙の通りです。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井 莞爾委員

2点だけおたずねします長寿祝い金のことですが、嘉麻市の長寿祝い金の支給年齢はこれと同じですが、金額が違っていると思います、それについてご報告願いたいと思います。それから従来の形で長寿祝い金というのをお渡ししていたとき比べて、今回の措置で市の財政支出がどのくらい減ったのか、この点についておたずねいたします。

○ 社会障がい者福祉課長

1点目の嘉麻市の件については資料等を持ち合わせていませんので恐れ入りますがよろしくご理解願います。2点目ですが昨年が1億1003万円の支給をしています。これからいけば約1億ほど差が出るんじゃないかと考えています。

○ 楡井 莞爾委員

質問ではありませんが、ご紹介です、嘉麻市の金額は100歳以上は10万円です。それから99歳は3万円だったと思います。たった隣の自治体のことですから調べていただきたいと思います。

○ 江口 徹委員

手話通訳者等派遣事業についてお聞きいたします。こちらについてはどのような事業なのかをもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○ 社会障がい者福祉課長

この派遣事業の目的ですが、聴覚言語障害音声機能その他障害があるために意思の疎通を図ることが困難なため、手話通訳の方法により障がい者の方とその他の方との意思疎通を仲介するものでございます。

○ 江口 徹委員

例えばこれを利用しようという方々がおられたとする。言語聴覚障害がある方が利用したいと思ったらどういう形になりますか。

○ 社会障がい者福祉課長

この申請につきましては一応一週間前に飯塚障がい児者団体協議会に連絡をしていただければと考えています。

○ 江口 徹委員

例えばですね、いろんなことがあると思うんですね。ひとが活動する中で、遊びに行く、何か講演を聞きに行く、病院に行く、さまざまな活動があるかと思うんですが、その活動に関して一定の制約があるのかどうか。それとあと一週間前といわれました、出来たら早めに教えていただきたいというのは当然かと思うんですが、実際の生活の中では急を要することは山のようにあります。あくまでもこれが一週間前でないと駄目なのか、そこについては原則なのかどうかお聞かせいただけますか。

○ 社会障がい者福祉課長

この制度ですが、対象にならない例としては通勤とか通学とか長期出張とか言う場合についてはこの事業から外させていただきたいと考えています。なお、一週間ということですが一応原則としては一週間前は考えていますが、何しろ制度が始まったばかりですので、もう少し現状を分析しながらそういった対応も考えていきたいと考えています。

○ 江口 徹委員

通勤通学長期出張については当然対象外でも構わないかと思いますが、これだけということだけならかなりの日常生活が対象になると思いますので、それについては安心できるかと思えます。ただ、先ほど言われました一週間前については本当にしっかり考えていただきたいと思うわけです。怪我をする、病気をするですね、やはり一週間後に行くわけはいけませんよね、是非その点について配慮をお願いします。後もう一点手話通訳者の設置事業がございまして、それについては未だ飯塚市はやっていない、解散前の議会の中でも陳情若しくは請願があがり審議されていたかと思えます。実際に当事者の方々にとって見れば非常に大切なことだったと思いますが、こちらについてはどうなっていますか。

○ 社会障がい者福祉課長

昨年請願という形で出されていまして設置事業ですが、来年度に向けて今現在団体と協議をしながらそちらの方向に向かって協議を重ねています。

○ 江口 徹委員

来年の設置に向けて作業中という理解でいいですか。

○ 社会障がい者福祉課長

質問者のおっしゃられる形で今現在進めています。

○ 江口 徹委員

是非しっかりとその部分についてもお願いいたします。もう一点、市役所の職員研修で手話通訳の研修やっていますよね、その方々が実際にもう使えるレベルになっているのかどうか、そこから辺についてはどう判断されていますか。

○ 社会障がい者福祉課長

現在本市では職員に向けての手話通訳についての事業をやっていますが、日常的な、窓口での簡単な対応だけしかできていません。この事業につきましては奉仕員といった形で研修をきちんと受けられた方での対応を考えていますので、本市の職員につきましては窓口に来られた中で出来るだけ支障がないような形での対応をさせていきたいと考えています。なお、この窓口の職員に対する研修もそうですが、社会福祉協議会の方においてもこういったボランティアに向けての研修と申しますか、そういった形の受講も今現在進めているという形です。

○ 江口 徹委員

是非研修を受けた方々が、その研修が無駄にならないようにやっていただきたいと思うわけです。そういった方々には名札の横に手話通訳が済んでるよみたいなマークが入るような仕組みを考えると、そういったことで来た方々にとって安心感のあるかたち、また研修が無駄にならないようにお願いして要望を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件4件はいずれも報告事項でありますのでご了承願います。

次に飯塚市給食運営審議会答申についての報告を求めます。

○ 学校給食課長

報告5の 飯塚市給食運営審議会の答申について報告いたします。

学校給食の取扱いについて、合併協議の中で調整が出来なかった給食回数、センター方式又は自校方式、学校給食の運営(直営か民間委託)について、給食運営審議会でも協議していただきました。給食運営審議会では、平成18年10月から4回にわたり審議していただき、平成19年8月24日に答申書が提出されております。お手元に配布しております。答申書の2ページをお願いいたします。最初に、1点目としまして学校給食の給食回数の平準化についてであります。給食の回数については、飯塚地区180回、穂波地区小学校182回・中学校180回、筑穂地区191回、庄内地区・穎田地区は185回であり、それぞれ地域の実情に応じて平成18年度、19年度と実施しているところです。児童・生徒には、均一した給食を提供するということから実施回数は統一する必要があると、審議会では、最高の回数にしたほうがいいのか。また、実施可能な回数が望ましいのではという意見等が出され、協議を重ねた結果、全市的にみてサービスの向上につながることで、学校の実情にあった実施可能な回数であることなどを考慮して、185回が望ましいという内容であります。なお、栄養のバランスなどに配慮した給食を提供するため、1食単価について小学校210円、中学校245円程度が必要であるという意見も出ております。

次に2点目のセンター方式及び自校方式の学校給食についてであります。3ページをお願いいたします。現在、飯塚地区、穎田地区がセンター方式、穂波地区、筑穂地区、庄内地区が自校方式で実施されています。センター方式、自校方式について、それぞれメリット、デメリットの検討が行われましたが、協議の中で、重要なことは衛生管理面を十分配慮した給食事業の運営であること、学校給食が児童生徒にとって、また、教育という観点に立って効果的でなければならないということから、経費的な問題はありますが給食に細かい配慮が出来ること、食べるまでの時間が短く衛生管理に配慮されること、また、児童生徒への食育の重要性調理員と児童生徒との意思の疎通がとりやすいなど、総合的に自校方式が望ましいということであり、ただ、実施にあたっては施設の整備、学校の統廃合も含め、情勢を見極めながら、より

有効な実施が望まれるとされています。3 ページの下段の、3 点目の学校給食の運営方式については、センター2箇所、自校方式13箇所の給食調理場があり、現在、庄内中学校の調理業務が民間に委託され、その他は、直営で運営されています。直営、民間委託について協議を重ねていただいた中では、学校給食は教育の一環であり、直営で実施した場合、住民サービスにおける給食提供という認識が高いと思われ、民間委託で実施した場合、経費的には効果は期待できるものとするが、業者との連携の重要性が求められるなどの意見がだされています。現在、飯塚市で行財政改革が進められている中では、効率化や合理化が求められ、民間の活用が推進されている今日、民間委託も視野に入れた検討をしていく必要がある。とされています。また、直営、民間委託いずれにしましても、学校給食における衛生管理の徹底、安全・安心な学校給食の提供などに十分配慮した学校給食の充実に努めることが必要であると意見を添えて審議会の答申とされています。以上簡単ですが、給食運営審議会の答申についての説明を終わります。

○ 楡井 莞爾委員

答申書の内容と私の考え方を述べさせていただければと思います。まず、給食に対する市または国や県からの助成があるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○ 学校給食課長

助成といいますか、施設の設備関係につきましては市の負担であります、それと給食の賄い材料費については保護者の負担となっていて、助成はございません。

○ 楡井 莞爾委員

国や県からの給食に関する助成はないということですね。それで、2 ページにありますように小学校で1食あたり210円、中学校で245円くらいが適当ではないかといいますか、一食あたりの単価が示されていますが、これは現在の給食費と比べると値上げになるのでしょうか。

○ 学校給食課長

この210円、245円ということですが、程度必要であるということですが、これをそのまま実施するとすれば値上げになります。

○ 楡井 莞爾委員

現在、小学校が3300円、中学校が3920円ということですがこれがどのくらいになるんですか。

○ 教育部長

185回というところで計算しますと、小学校3530円、中学校4120円程度になるものと考えられます。

○ 楡井 莞爾委員

それから学校給食の回数に当然今まで、合併前に回数が今現在もそういうことでやられているんですけども、それぞれの地域で差があるというのは、それぞれの地域の特殊性といいますか、が、あったんだという風に思うんですね。これで給食の回数に差があるのはどのような経過があったのかということについて分かったら教えてください。

○ 学校給食課長

回数がバラバラですが、それぞれの合併前の地域において地域の事情はあったと思いますが、その辺の事情について把握はしていません。

○ 楡井 莞爾委員

合併をしてまちが大きくなったわけで、そうなってくるとどうしても皆さん方の好きな言葉のひとつとして平準化という言葉があって、飯塚市をまとめてひとつというような考え方がどうしても強いんじゃないか思うんですね。これは行革の思想なんだろうけど、やはりこの小学校、中学校、その地域地域の特殊性といいますか地域性といいますか、これを大事にしないといけないという風に思うんですね。それで一概にこの185回という回数に統一するのがい

いかどうかという点については若干疑義があるというふうに思います。それでこの給食方式としては自校方式が望ましいというふうにされています。それで学校給食は何よりも児童生徒、ここを第一に考えるべきだというふうに思いますけど、そういう考え方についてはいかがですか。

○ 学校給食課長

言われるとおりだと考えております。

○ 楡井 莞爾委員

そうすると食べる食事のスピードが速い子どもさん、遅い子どもさんがそれぞれありますね。そうなってくると自校方式だと後片付けにとらわれないと、のんびんだらりというわけにはいきませんが、センター方式よりは自校方式の方がいいんじゃないか。そうなってくると食べるのを急がされない、残し物も少なくなるというふうに思われます。それで、食べるということからその産物がどのような自然条件、どのような人間の労働の働きかけで育って食卓に上ってくるかということを学ぶことの出来る身近な教育じゃないかと、食は、というふうに思うんですけどいかがでしょうか。

○ 学校給食課長

食育ということだと思いますが、言われるように当然そういうことも学んでいくことは必要だと思います。

○ 楡井 莞爾委員

今言いましたことに加えまして田んぼや畑、それから鶏舎、牛舎、こういうところなどに直に触れる機会をつくる、そういう体験をする、そういう教育も大切だというふうに思うわけです。それで特産物など、その地域性を学ぶということも、そこから学ぶことが出来ますし、そうするとそこから郷土を愛する心というのが養われていく、慈しまれていくというふうに思いますね。協働のまちづくりの子どもさんのときから教育するといいますか、そういうことになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 学校教育課長

その食育については、学校の中では特別活動や道徳あるいは総合的な学習の時間で体験学習等を通じて十分学習をしているところです。

○ 楡井 莞爾委員

そういう学習を通して私が言ったような方向が養われていくんじゃないかと思います。それで、そういう延長線上に環境問題、それから環境美化意識、これを養っていくことが出来るんじゃないかというふうにも思うんですけどいかがでしょうか。

○ 学校教育課長

その環境教育についても総合的な学習の時間の中で環境教育というのがありますので、その項目の中で学習はしているところでございます。

○ 楡井 莞爾委員

給食費の未納問題がマスコミなどにも取り上げられて世間を賑わせています。飯塚市でもそれなりの滞納があったんじゃないかと思いますが、この給食費の回収には教師があたっておられるんですか。

○ 学校給食課長

教師はあたっておりません。

○ 楡井 莞爾委員

その教師の人たちが保護者との話し合いをするわけですね、当然滞納の問題で、納めるようにということ、その際に今述べてきましたような方向、スタンスですね、そういうことで取り組んでいく必要がある。いくなれば保護者との話し合いの中で、やはり子どもたちがこういう状況で成長していくんですよというような立場で、保護者にも話し合いをする。つまり給食

費の持つ意義というのをきちんと話し合いをすることが大切だというふうに思います。頼んでもないのに給食を食べさせてということで怒ってる人がおるといようなテレビの報道がありましたけど、そういうものではないというのをきちんと給食費を滞納している保護者とは、そういう立場で話し合いをしなけりゃならんというふうに思います。給食調理員の方たちにもそういう立場を啓蒙することが必要であるんじゃないかというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えなのかお答え願います。

○ 委員長

楡井委員、給食運営審議会の答申に対する質疑ですので、その辺は考慮してください。

○ 学校給食課長

今貴重なご意見をいただきました、参考にいろいろと検討させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 楡井 莞爾委員

それでは後二つですが、庄内中学校が民間委託ということになっています。一番最後のまとめの中にもその点のくだりがあるんですけど、この中学校の給食に関する設備一切は市の所有物ですね。

○ 学校給食課長

そのとおりです。

○ 楡井 莞爾委員

それから給食計画ならびに献立表の作成、これはどこの責任でつくっていますか。

○ 学校給食課長

献立等給食に関わるそういうものは、栄養士が各地区に配置されていますので、栄養士が献立等を作成して実施しています。

○ 楡井 莞爾委員

つまり庄内は庄内小学校、庄内中学校の分を庄内に配置されている栄養士の人が作っているということですね。そういう意味では食材の購入、これはどこの責任で行っていますか。

○ 学校給食課長

先ほど言いましたように、献立は栄養士が作成しています。それと併せて食材発注も市の方でしています。

○ 楡井 莞爾委員

そうなってくると委託を受けた会社は単純に人を派遣しているということだけになりますね。

○ 学校給食課長

今の庄内中学校に関しましてはどうか、今の委託については調理の業務だけを委託でやっているという状況です。

○ 楡井 莞爾委員

人の派遣だけということでもいいんですかね。

○ 学校給食課長

調理業務の委託ということですよ。

○ 楡井 莞爾委員

このことについてはお互い勉強もしながら検討していきたいと思っています。最後ですが、自校方式が継続される状況が当分の間は答申のとおり実行されていくんじゃないかと思っています。そうなってくると学童保育所ですね、これの給食も実施したらどうかというふうに思うわけですね。穂波の学童保育所の給食中止したのはどういう経過だったのか教えていただきたいと思っています。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:58

再開 12:00

委員会を再開いたします。

○ 榆井 莞爾委員

この自校方式が継続されるようなことであれば、学童保育所への給食も再開していただけたらどうかというふうに思います。これについては要望と同時に閉会中の審査でさせていただきたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市立穎田病院の現況について」報告を求めます。

○ 病院局事務長補佐

報告事項6「飯塚市立穎田病院の現況について」報告致します。現在、穎田病院では整形外科は1名の常勤医師(市職員)と週3回の非常勤医師で診療を行っておりますが、今般、常勤医師より平成19年9月30日付けの退職願が提出されました。再三にわたり、来年3月までの慰留について依頼しましたが、本人の意思は固く、慰留は望めない状況にあります。

このため、後任の医師の確保に向けて委譲先の博愛会とも派遣依頼の協議を進めているところであり、患者様に転院の問題等で、迷惑をかけることがないように努めてまいります。

次に医療職員の状況であります。別紙提出資料の「穎田病院の医療職員の状況について」をお願い致します。平成19年9月10日現在、医療職員数の合計は36名であり、退職予定者数が6名のため、委譲時の在職予定者数は30名であります。その内訳といたしまして、行政職5名、技能労務職10名の計15名が職種変更希望者であり、博愛会への就職希望者が12名、保留者(博愛会又は他の民間病院への就職希望者)が3名であります。

尚、看護師の退職予定者数の欄にコメ印を付けておりますが、これは看護師の退職者3名のうち2名は博愛会での再雇用を希望しているということであります。以上、簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「後期高齢者医療制度等について」報告を求めます。

○ 健康増進課長

お手元に資料1枚とパンフレット1枚を差し上げております。それにて説明します。後期高齢者医療につきましては、前回6月の委員会の折にも制度改正の概要について説明させていただきました。以降県におきます動き等を含め説明します。

まず福岡県後期高齢者医療広域連合の現在までの状況についてということで19年3月30日に設立されまして、江藤久留米市長を広域連合長として77名の広域連合の議員さんが選出されています。19年7月30日に第一回目の議会が開催されています。主な議事内容については組織体制に関するものが主でございます。承認19件、議案9件、同意3件、人事案件であります副広域連合長に山本添田町長、監査委員に春日市、筑前町からそれぞれ選任されています。次に選挙の状況として議会の議長が赤村議会議長の原氏、副議長が柳川市議会議長の田中氏が選挙されています。次回の広域連合議会につきましては19年11月22日に予定されています。この議会において予定されている議事につきましては決算ならびに後期高齢者医療に関する条例案いわゆる具体的な資格給付保険料等について提案がなされる予定になっていま

す。次に後期高齢者医療制度のパンフレットについてと書いています別紙がそのパンフレットです。投資におきます広報等につきましては8月の市報にその中身と同等なものを掲載し全戸配付しています。また9月におきましては同様の内容につきまして見開きのパンフを各隣組単位の回覧によって配付しています。また市報の中にも一部掲載しています。なお、広報等につきましては最終的な資格給付保険料こういったものが決定した後に各戸配付につきましては保険証と医療証等とともに各戸配付を行うといった予定です。現在数量等の関係におきまして各戸配付までには至っておりません。4番目に後期高齢者医療制度に関連します国民健康保険事業の改正ということで、現在国民健康保険運営協議会におきまして関連する医療分を支援分と医療分に分割しなくてはなりませんので、その税率改正の審議を行っていただいております。この答申を受けまして、税率改正を12月の定例議会に提案したいというような予定になっています。また2番目に特定保健指導の義務化というふうに書いていますが、これは各保険者に今回の医療制度改革におきまして義務化されたものです。国保の保険者におきましても40歳以上75歳未満の被保険者に20年度から特定健診保健指導を実施していく、その実施計画を現在作成中ですし、作成が終わりますと公表、報告をさせていただきたいと思っています。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井 莞爾委員

後期高齢者のことについて2点、ひとつは代表質問等で、また先の報告でもありましたように、この後期高齢者保険制度の問題点を明らかにしてきました、加えて請願の中にもあったように診療費の包括払い制度というのが含まれていたと思います。代表質問等ではこの点が質疑をしていませんのでこの診療費の包括払い制度ということについてどういうものかという説明をしてもらいたいと思います。

○ 健康増進課長

恐れ入ります、詳細には存じておりません。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:09

再開 12:10

委員会を再開いたします。

○ 楡井 莞爾委員

深く理解されていないとのことですので、今後閉会中審査に請願がなっていますのでその中でもお互いに勉強したいと思っています。

この後期高齢者医療制度が実施されると75歳以上のお年よりの方だけではなくて医療機関そのものの診療報酬も引き下げられて医療機関にとってもかなりの打撃を受けると聞いているんですが、そういう状況でしょうか。

○ 健康増進課長

前の質問の包括制度部分も含めまして、医療診療報酬に関することかと思えます。現在診療報酬につきましては国の審議会で審議されていると聞いています。その詳細な部分については手元には参っておりません。ただ、いわゆる現在の医療の方向性と申しますかいわゆる高齢者が在宅で最期を迎えると、また地域の診療医の医師の方々がその方の個人の総合的な医療と申しますか、どういうふうに対応していくか、そういったものに重点をおいた診療報酬の体系が検討されているというふうには理解していますが、詳細な部分については存じていません。

○ 楡井 莞爾委員

4番の国民健康保険事業の改正について一つだけお聞きします。当然今後の税率とかそういうことはまだ発表の段階ではないと思うんですが、今後この国民健康保険運営協議会の会議の

開催日が分かっているならば、その日にちを教えてくださいたいと思います。

○ 健康増進課長

まず第一回目を5月終わりに開催しまして、二回目を8月下旬ほどに予定をいたしていましたが、ここに出しています税率の改正の大元となります支援分等の金額の算定等がベースになっていきます。そういうことで具体的には延びていますが、10月の頭には行いたいなど、今調整中です、日程はまだ限定できていません。

○ 委員長

質疑を終結いたします。本案は報告事項ですのでご了承願います。

次に、「飯塚市立病院開設に向けての医師、看護師等の確保にかかる状況について」報告を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

飯塚市立病院開設に向けての医師等の確保の状況について、ご報告いたします。

お手元に、採用面接の結果の集計表、病院職員募集のお知らせ、飯塚市立病院職員の募集のパンフレットを配布しております。9月8日、9日に地域医療振興協会が、実施いたしました筑豊労災病院職員に対する採用面接の結果でございます。事務職、医師、医療技術職、看護職の平成19年8月1日現員205名、継続希望者140名、面接実施者136名、欠席者4名、転勤・退職者65名となっております。

次の資料をお願いいたします。地域医療振興協会は早急に病院職員のうちの看護職、医療技術職、事務職を確保するために9月15日から9月28日までの募集の広告を9月15日・16日・17日に西日本新聞、朝日新聞、読売新聞に載せております。市としましても、共同で準備を進めておりますことから、9月15日に各自治会長を通じまして、このお知らせの全戸配布を行っております。市のホームページにも載せております。また、9月19日に嘉麻市の本庁・支所、桂川町にもお知らせのポスター掲示とチラシの窓口設置をお願いしております。募集の職種、採用予定数、資格、待遇、応募締め切り等は資料のとおりでございます。

別冊の飯塚市立病院の病院職員募集のパンフレット(3,000部)でございますが、医師、看護師などを確保するための大学病院、看護学校及びリハビリ学校に対するパンフレットでございます。9月14日に九州の看護学校約130校、9月18日に福岡県のリハビリ学校約10校に、この募集パンフレットと先程の病院職員募集のお知らせを同封いたしまして、郵送しております。応募の締め切りは、同じように9月28日としております。

医師の確保につきましては、現在筑豊労災病院の院長・副院長および地域医療振興協会が医師の引き継ぎと不足の医師の確保のために関係大学病院の医局を訪問されております。

以上で報告の説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。

○ 楡井 莞爾委員

先ほどの続きになりますがいくつか聞かせていただきます。先ほど財政の問題についても江口委員のほうから説明があったとおり市の財政は出動がないけど、国の交付財措置があるというふうにご報告がありました。これどのくらいの額か金額は分かりますでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

交付税の場合は1床あたりということで、今現在250床がありますので1億2225万円ほど国のほうの交付税が入ってくる見込みです。

○ 楡井 莞爾委員

1ベットあたり49万8000円というよなことになると思います。それから先ほど長崎県のほうに協会が新たに受託したんではないかということ掌握されていなかったようですが、私が聞いていますのは大村市立病院ではないかというふうにお聞きしてるんですが、調べてい

ただいてそういう影響がこちらのほうに影響しないかどうかこれを掌握していただければというふうに思います。

それから二次委託についてお聞きしたいと思います。先ほどの質疑にもありましたように、現業職の二次委託を協会側は主張しているということで、それを市が認めた形になったようですね。先ほどの質疑にもありましたように医療本体のほうは協会そのものが運営していきますけども現業職のほうにですね、やはり縛りをかけておかなければいかんということがありまして、原則禁止ということになっていたと思います。これが今回の協会の方の話では現業職のほうは自分のところは委託に出すというような方向で、これを市が認めた形になったのではないかと思います。市が認めたということについてそれを事実かどうか、そこを先ず確認したいと思います。

○ 企画調整部長

確かにこの病院運営を、安定的な運営を行っていくにはいわゆる医療本体と関係の薄いといえますか、そこらあたりの部分はどうしても二次委託を出したいというような協会の考え方で、ちなみにボイラー、調理員、これについて二次委託に出したいということで私の方もなんとかならないかということで協会にお願いをしました経緯がございます。さらには機構の本部にいきましてこういうふうにとこらあたりの業務については二次委託に出したいがどうかとおたずねしましたところ、協会のほうもそのような形なら結構でございますということで飯塚市としましてもこの業務につきましては二次委託ということで先方のほうにも了承したという経緯でございます。

○ 楡井 莞爾委員

二次委託をした内容といいますか業種、これが今報告にあったようにボイラーそれから給食、こういうことになっていきます。そのほかにも現業職はあるんですがこれは現在既に下請けということになってるんでしょうか。

○ 企画調整部長

そのとおりです。

○ 楡井 莞爾委員

職種に限らず全員希望者は協会に採用するというふうに言ってこられたというふうに記憶していますけども、そういうことではなかったでしょうか。

○ 企画調整部長

機構との基本協定の中では原則として再就職を希望する職員は採用させるということになっていまして、機構本部にも先ほど申し上げましたようにボイラー調理員についてはこういう形であるからどうですかと問い合わせましたところ、それは結構ですという了承をいただいています。

○ 楡井 莞爾委員

いままで市がとってきた態度として、協会もそうですけど、全員採用というふうに言ってきたわけですよね、それが今回の二次委託ということでボイラーと給食を下請けに出すという風にことになれば、これは全員採用という形にはならないんじゃないですか。

○ 企画調整部長

全員採用というよりも、先ほども申し上げましたように、病院運営を安定して運営させるためにはどうしてもここら辺りについては二次委託をしたいというような協会のご要望です。それを飯塚市もそんなふうで何とかならないかとお願ひしましたけど、先ほど申しましたように安定的な運営を行う上にはこれは仕方がないと、そして機構の本部でもこれを了承していただいたという経過からしまして、飯塚市もこれを認めて協定書の中にここと、ここと、ここはいわゆる二次委託ということで認めていくという考え方でございます。

○ 楡井 莞爾委員

そうすると原則禁止と、市が認めれば可というようなことになって、結局現業職、今で言えば給食の関係の方とボイラーの方、合計何人ですかね、その人数を教えてください。

○ 企画調整部長

ボイラーが2名、調理員が6名です。

○ 楡井 莞爾委員

その8名の方がですね、結局採用されないという結果になるわけですね。そういうように市が認めれば可という条件のところでそういう措置をとられたということになると思うんで、そういうようにいつ決めたのか、市が、それはどのようなメンバーで決めたのか、このことについて答弁願います。

○ 企画調整部長

時期は定かではございませんが、副市長、市長にも了承いただきまして、そして協会側にも伝えましたし、機構側にも伝えてあります。

○ 楡井 莞爾委員

正確に日にちを思い出してください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:25

再開 13:28

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

午前中の質問の中で、ボイラー、調理員の業務の二次委託の件でございます。ボイラーと調理員の二次委託の件につきましては、市長、副市長のほうに7月のはじめに報告をしまして、正式に決定しています。これをうけ7月10日に、私が川崎市にあります労働者健康福祉機構の本部に参りまして、この旨を伝えて正式に了承をいただいております。その後7月17日から18日、この両日にかけて飯塚市と地域医療振興協会の2者で筑豊労災病院の職員説明会をいたしています。この席上でも職員の皆様方にこの2つの業務については二次委託をさせていただくというようなご説明も申し上げます。その後7月23日に守る会の方々と午前11時でございます、穂波支所のほうで私と守る会の皆さん方と懇談会を持たせていただいた席上でも、この2つの業務につきましては飯塚市、協会、それから労働者健康福祉機構の3者の中でこういうことで二次委託をするということに決定いたしましたので守る会の皆さん方にもその旨をご説明申し上げてのしだいでございます。

○ 楡井 莞爾委員

あと二つだけお聞かせ願います。ひとつは二次委託に絡む問題ですが、個々の患者さんによって異なる医療食を作らねばいかんと、そういう人材が今後求められることになるわけです。それで二次以降の下請け業者の確保、これがきちんとできるかどうか。現在でも労災病院の中で短時間、それから有期雇用、こういう不安定雇用労働者で資格を持ってる人を集めるのが大変だというふうに言われている状況の中です。治療食きちんとつくれる人材を確保できる業者の選定が出来るのかどうか、この点についてはどうでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

嘱託職員等のことだと思いますが、そういう職に関しましても病院職員のそういった面接、募集が終わりました後に予定としては9月25日26日にかけて嘱託職員40名等の面接を行うようにしています。それとあと委託等の業種が28業務ございますがそういう委託業者に関します業務につきましても現行のとおり市立病院に引き継いでいただくようなお話を協会側とさせてもいただいているところでございます。

○ 楡井 莞爾委員

今質問したのは給食が二次下請けになるというなら、そうなった場合の業者の選択とか、そこできちんと治療食が作れる人材が確保できるのかという質問なんですけど、再度答弁願います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

失礼しました、二次委託するところの業者についてはまだ協会のほうは決定していません。今後検定される上で、出来るだけ地元のほうの委託業者にさせていただいてそこで雇用の関係を先ほどの二次委託されますボイラー、調理の方につきましてもその委託業者のほうに出来るだけ採用していただくようなお話をさせていただいております。今後守る会とのお話の中でも、これはまだ決定しておりませんが、そういうふうな努力はしていきたいと考えています。

○ 楡井 莞爾委員

そういうことで二次委託になって業者が入ったとします。すると業者は請けた仕事の中から利益を出さなければならないわけですね、そうするとこの利益を出すためには食材なり賃金なりを節約せざるを得ないということになると、治療食の質の低下ということが避けられない状況になると思われそうですが、そういうことはしないという方向が確認できますでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

患者等の食につきましては栄養士が管理いたしますので、それに従っての調理となりますので、委託であってもそういうことはないと考えています。

○ 楡井 莞爾委員

委託であってもそういうことがあってはいけないということですから、なかなか難しい状況になるのではないかと思います。それで病院の食事や環境というのはなかなか厳しい衛生管理が求められているわけですね。一般的な業者、ノウハウのない労働者では対応を誤りかねない状況があると思うんです。今そういうことがあってはいけないというふうに言われましたけど、その可能性を微塵もないという状況を作っていくような方法がとられなければならないと思うんです。そこでこの協会は二次以降の下請け労働者に対して直接指示が出来ないんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

協会の方が委託するわけですから、そのところのいろんなそういった調理の内容とかいうのはやはり指定管理者が管理運営していくわけですから、あくまでも管理運営者が委託する中でそういったところの指導というものも委託業者であってもそういうところは徹底されるというふうに考えています。

○ 楡井 莞爾委員

今言ったところの対応を誤ると大企業の中で問題になった偽装請負とかですね、こういう可能性も出てくるんで十分法的な問題もクリアしてもらおうようにしていかなければならんというふうに思いますのでその点をしっかりお願いしたいと思います。もうひとつ、現在下請けで働いておられる人たちの身分などについてもう2、3点お聞きしておきます。先ほど問題になりました現在は労災病院の直属の職員でありますボイラーと給食の職員8人でしたかね、この人たちの身分が宙に浮いている状況です。他の人たちは、看護職の人たちは希望すれば就職されるんですけど、この8人の方たちは就職を希望しても採用されないという非常に大変不安な状況になってるんじゃないかと思うんですね。この人たちはこれから先どういうふうになるんでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど申し上げましたが、この方につきましては協会のほうが決められる委託業者のほうに出来るだけ、その委託業者の職員といいますか、という形で雇用していただくようなことで斡旋を市の方からでもお願いしていきたいと考えています。

○ 楡井 莞爾委員

つまり、協会が運営を始めてボイラーにAという業者が入ったとします。このA業者に就職するように斡旋をするという説明ですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そのとおりです。

○ 楡井 莞爾委員

それから今ボイラーと給食以外は下請け業者が既に入ってるということですが、この下請け業者ないし下請け業者のところで働いている労働者の人たちの身分といいますか将来はどういうふうになるのでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在の委託しています業者につきましても引き続き市立病院の中で業務をお願いしていただくように協会のほうにはそういう話をしています。

○ 楡井 莞爾委員

臨時職員といいますか嘱託職員の方たちがおられると思うんです。先ほど数字の中では出てきてなかったかもしれませんが、この嘱託職員の人たち、いうなら看護婦さんもおられるでしょうし事務職の人もおられるでしょうし、この人たち、いわゆる短時間、有期雇用といわれる人たちの身分はどうなりますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この方々についても引き続き飯塚市立病院の嘱託職員として出来るだけ雇用していく考えでございますので、先ほども話しましたが9月25日26日に面接を行いまして、病院のほうに残っていただくような形で進めさせていただいています。

○ 楡井 莞爾委員

現在、先ほど言いましたように短時間とかいわゆるパート的な仕事なんですけど、希望すれば、面接受ければ協会の職員になるという可能性もあるんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

これはそのままということではありません。先ほどの職員の応募数によってどれだけ嘱託職員が必要かということ協会のほうである程度人数を決めますので、それによつての最終的な職員の配置が決まるということになります。

○ 楡井 莞爾委員

新しく20人募集するというようなことになってるわけですね。この20人の中に現在の嘱託職員、パートさんたちが就職できるという可能性もあるということですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

20人は看護職です。正看護職ですので先ほどの嘱託職員とは違います。

○ 楡井 莞爾委員

今、看護婦としてパートその他で働いている人もいると思うんですよ。確か外来を中心に相当数働いてるんじゃないかというふうに思うんですけど、そういう人たちが希望すれば本採用になるのかという質問なんですけど、今働いてる人はかなり家庭の状況とかがあって丸一日働けないという人もおられるかもしれませんが正規の職員として、協会の、働けるという条件があって採用を希望すれば採用されるのかどうかです。

○ 企画調整部長

今お手元に渡しています資料はあくまでも正職員という形です。それ以外にいわゆる嘱託職員、先ほど言われます時間給とかパートとかを嘱託職員と言っています。この嘱託職員の方でまず意向調査します。それで私はどうしても正職員になりたいですよという方も中にはおられると思います、そういう方については協会のほうも、今おっしゃるように看護職が足りない中で、正職員に手を挙げた方については面談をした中で正職員という雇用もありますよということなんです。本人はあくまでも嘱託職員として残りたいという方については、これはあくま

でも別枠ですから、別枠の形で嘱託職員として面接をした中で雇用していきまますというような方法をとりますということなんです。

○ 楡井 莞爾委員

今言ったように、現在嘱託職員で働いている人も、条件が合えば採用していただけると、本職員としてという道があるというわけですね。そのことを確認しておしまいにします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成20年度 飯塚市立幼稚園園児募集について」報告を求めます。

○ 学校教育課長

平成20年度「飯塚市立幼稚園園児募集」についてご説明いたします。平成20年度の飯塚市市立3園の幼稚園園児募集につきましては、平成19年10月1日から10月19までを募集期間とし、広報いづか10月号及びホームページに掲載する予定でございます。また、入園申込書につきましては、各幼稚園、学校教育課、本庁市民活動推進課及び各支所市民環境課に準備し、申込は、幸袋幼稚園・庄内幼稚園・かいた幼稚園の各幼稚園及び学校教育課で受付を致します。各幼稚園の募集人員といたしましては、幸袋幼稚園が3歳児—20名、4歳児—50名、5歳児—50名の計120名。庄内幼稚園が3歳児—25名、4歳児—30名、5歳児—30名の計85名。かいた幼稚園が3歳児—25名、4歳児—30名、5歳児—35名の計90名でございます。なお、募集要項の3歳児・4歳児・5歳児の数字の横に()の中に書かれてある数字が優先入園児の数になります。この優先の意味は、すでに平成19年度に通園している3歳児・4歳児の方が4歳児・5歳児となって通園する場合に優先の対象となります。また、通園している方の兄弟の方も優先の対象となります。従って、幸袋幼稚園の場合ですと、3歳児の方は9人を除く11名の方が新しく入園募集する数字となります。このとき申込者が募集人員を超えた場合は、優先者を除いた申込者全員による公開抽選を行う予定でございます。また、抽選に漏れた方で、他の2園への入園を希望されれば、定員に余裕がある場合は、入園できることといたしております。預かり保育につきましては、希望者のみ、通常の保育時間終了後2時間程度の預かり保育を行うようにしております。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「公共施設等のあり方の検討について」報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

公共施設等のあり方の検討についてご報告いたします。配付いたしております資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。中段の2に記載いたしておりますように、本市には600を超える公共施設がございます。1に記載いたしておりますが、早急に検討しなければならぬ主な理由といたしまして、まず1つ目でございますが、合併により目的、性格が重複する施設が増加し、本市と同程度の自治体、人口・産業構造が類似した自治体でございますが、それらの自治体と比較いたしましても、多くの公共施設を抱えております関係から、施設の維持管理および運営に要する経費が多額であること。2点目で、人口流出などに伴います人口の減少、少子高齢化や市民ニーズの多様化などによりまして利用者が大幅に減少し、今後も利用者増が見込めないと思われる施設が散見されること。3点目でございますが、昭和40年代から50年代に建設された施設が多く、老朽化に伴う修繕、大規模改修工事が必要であること。4点目といたしまして、民間と競合する施設、それから市が実施している行政サービスと

同内容、類似のサービスを提供している民間事業者等が増加していることなど、課題を多数抱えております。このようなことから、早急に各施設の必要性、効率性、有効性の検証を行い、目的の重複する施設、設置の意義が薄れた施設、利用率が極端に低い施設等の統合・廃止、他施設への転用、民間と競合する施設の民間譲渡などの統合整理や、支所、小中学校などの空き・余裕スペースの有効利活用、開館日の拡大、開館時間の延長などの市民サービスの向上に向けた管理運営の改善策、使用料等、受益者負担のあり方など、公共施設等のあり方全般について統一した考え方に基づく検討が必要であることから、3に記載いたしておりますように外部および内部の検討組織を立ち上げ、検討を開始したところでございます。外部組織といたしましては、昨年8月に設置いたしました行財政改革推進委員会の専門的協議組織といたしまして、7月23日に公共施設等のあり方検討小委員会を新たに設置いたしております。小委員会は行財政改革推進委員会から4名、本市の関係審議会等の有識者から11名、地域代表といたしまして自治会連合会から5名、公募市民、男女それぞれ3名ずつ、計26名の委員で組織いたしております。小委員会での主な協議事項でございますが、公共施設等のあり方全般に係る基本方針について答申していただくこと。2点目が、基本方針に基づいて策定いたします実施計画、行政素案に対する意見・提言書を策定していただくことでございますが、基本方針につきましては2ページをお願いいたします。施設種別ごとの統合整理・存続・統廃合・譲渡等の見直し方針、公共施設・支所・小中学校等の空き・余裕スペースの有効利活用、市民サービス向上に向けた施設運営の改善、直営継続施設の管理運営の抜本的な見直し、公の施設使用料等受益者負担、使用料減免を含みますが、その基本的な考え方などについて協議をお願いすることといたしております。なお、施設の設置目的、性格等が異なり、多岐にわたっておりますことから、二つの専門部会、それぞれ13人で組織いたしますが、二つの専門部会を設置いたしております。次に内部組織でございますが、7月の27日に行財政改革推進本部の下部組織であります行財政改革推進会議に関係課長等で組織いたします分科会を設置いたしております。分科会は施設種別ごとに6分科会を設置いたしまして、あり方検討小委員会専門部会に提案いたします素案、それから協議の参考資料の収集・作成、基本方針に基づいて策定いたします実施計画案を作成することといたしております。次にこれまでの経過および策定までの主なスケジュールについてご説明いたします。5月に推進本部会議および行財政改革推進委員会を開催いたしまして、公共施設等のあり方の検討手法等について協議を行いまして、あり方検討小委員会、それから専門部会を設置したところでございます。3ページをお願いいたします。7行目に記載いたしておりますが、小委員会、専門部会では7月23日・24日に、主な公共施設の視察を行ったところでございます。別紙資料を配付いたしておりますが、視察を行った施設の一覧を記載いたしております。なお、内容の説明は省略させていただきます。今後におきましては、内部組織の分科会で参考資料等を収集・作成いたしまして、10月上旬から実質的な協議をお願いすることにいたしております。また、市民の皆さんのご意見をお聞きする必要がございますので、今月5日まで行いましたタウンミーティングでの意見や、それからパブリックコメントの手法に倣って意見を募集いたしまして、小委員会の専門部会、それから行革の推進本部に報告するようにいたしております。なお、来年の3月には基本方針の答申を受けまして、3月下旬までには推進本部で基本方針を策定する予定でございます。また、平成20年の11月中旬までには基本方針に基づいた第1次の実施計画を策定し、平成21年の10月下旬頃までには第2次の実施計画を策定する予定でございます。なお、4ページ・5ページに、あり方検討小委員会の委員名簿、6ページに専門部会の委員名簿、7ページに推進体制のフローチャート、8ページから9ページに主なスケジュールを記載いたしております。また、別冊といたしまして、公共施設等の概要一覧表、公共施設等に関するアンケートの調査結果を配付させていただいております。なお、内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、公共施設等のあり方の検討について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口 徹委員

一点だけ指摘をさせていただきます。あり方検討小委員会を付属機関として設置されているわけですが、各審議会等から委員が出てきています。この審議会から出て来られてる委員さんはその審議会の中で人選をされて出て来られてるのかどうか疑問に思うわけです。というのは私は都市計画審議会にはいったかと思うんですが、ここで岩下さんのお名前が入っていますが、選らんだ覚えがないわけです。その点についてどうやって選ばれたか先ずお聞かせください。

○ 行財政改革推進室主幹

この委員の選定につきましては、いろいろ内部で検討しました。その中で特に旧1市4町の分のある地域に偏った委員選考になることを避けながら、例えば今までは各種団体等に委員さんの選出依頼を行っていましたが、できるだけそういう団体につきましては、既に指定管理者になってる団体等もございましたので、今回につきましては各種審議会に所属されています委員の中から選出させていただきましたが、これにつきましてはそれぞれの審議会の中でおはかりをしていただいたということはありません。所管課それから委員長等に相談させていただきながら各地域にある程度の人口割り等も考えながら事務局のほうで選定をさせていただいています。それと男女ですね、そういうのも加味しながら事務局のほうからご相談をさせていただいたところでございます。

○ 江口 徹委員

理由は分かりますが、ただ一定の配慮をしていただかないと審議会がある、ある意味その審議会の代表として出てきているかも知れないわけですよ。こういった書き方だとその審議会の意思を受けてという形になるわけですが、ところがそれが内部の合意がとられてないと逆にその審議会自体がおかしい形になりかねません。これが有識者だけで審議会から出てこられないのならいいかと思いますが、その点について、今回はいいとしてこれから以降十分注意していただくとともにそれぞれの審議会等でこうやっていますという説明をしてください。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。